

かめおかの環境のシンボル

アユモドキを守るう!

平成28年度 亀岡市保津地域アユモドキ保全協議会会報

平成29年
4月1日
「市の魚」に
選定!

亀岡市役所で飼育展示中の個体

亀岡市保津地域アユモドキ保全協議会について

亀岡市保津地域アユモドキ保全協議会は、平成21年3月に亀岡市長へ提出された「亀岡市のアユモドキを保全するための提言書」により同年4月23日に設立し、アユモドキの保全回復と生息域の拡大に向けた活動に取り組んでいます。

アユモドキ(学名: *Parabotia curtus*)は文化財保護法に基づく国の「天然記念物」、絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく「国内希少野生動植物種」及び京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づく「指定希少野生生物」に指定されたコイ目アユモドキ科の淡水魚で、成魚の大きさは15cm程度になり、泳いでいる姿がアユに似ているところからこの名前がつけました。口髭が3対あり、2対は上顎先端に、1対は口の后端にあります。背から体側部は黄褐色、腹部が乳白色の体に暗褐色の太い横縞模様があるのが特徴です。

昔は、水田やそのまわりの水路で身近に見られる魚でしたが、現在では、環境省レッドデータブックの絶滅危惧ⅠA類に指定され、淀川水系の亀岡市と岡山県の一部の河川でしか見られなくなりました。

その主な原因は、密漁や外来魚の侵入、農業の手法の変化や河川整備等による生息環境の変化により、産卵場所とされていた一時的水域が減ってしまったことが原因であるといわれています。

このように貴重なアユモドキを、自然豊かな亀岡の環境のシンボルとして絶滅の危機から守りましょう。

平成28年度の亀岡市保津地域 アユモドキ保全協議会活動について

亀岡市保津地域アユモドキ保全協議会運営事業

○亀岡市保津地域アユモドキ保全協議会の運営に係る総会や報告会を開催しました。総会では事業報告、事業計画、決算、予算等の協議が行われました。また、報告会では事業活動報告、推定個体数の報告等が行われました。



総会(5月26日)



報告会(3月24日)

渇水時のアユモドキ等救出活動

○アユモドキの産卵・育成環境は、地元農業者の協力により農業用ダムを人為的操作することで創出されています。そこでふ化した仔稚魚の一部が、灌漑期(6月上旬～9月中旬)の農業用水路に進入することが確認されていますが、水田の中干し期や非灌漑期に農業用水路は渇水状況となり、水路内に取り残されたアユモドキは死滅してしまうため、救出活動やアユモドキの調査が行われています。



立上げ(6月5日)



中干し(7月17日)



落水(9月16日)

普及啓発活動

○アユモドキ保全の普及啓発活動として、保全活動のパネル展示や、外来魚駆除ゲームコーナーを設けて亀岡市や京都府が主催する環境イベントに参加しました。



亀岡市環境フェスタ2016
(10月1日)



京都環境フェスティバル2016
(12月10日、11日)



外来魚駆除活動

★「STOPブラックバス 守ろうアユモドキ!!」をキャッチフレーズにアユモドキの生息河川や上流部のため池で釣り等により駆除活動を行い、合計でオオクチバス283匹、ブルーギル561匹を駆除しました。



オオクチバス及びブルーギルは、生態系への被害を及ぼすものとして、「**特定外来生物**」に指定されています。

外来生物法

- 飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止
- 輸入することが原則禁止
- 野外へ放つ、植える及びまくことが禁止
- 譲渡(販売)、引渡しなどをすることが禁止
- 飼育許可時に個体識別等の措置を講じる義務

特定外来生物は、たとえば野外に放たれて定着してしまった場合、人間の生命・身体、農林水産業、生態系に対してとても大きな影響を与えることが考えられます。場合によっては取り返しのつかないような事態を引き起こすこともあると考えますので、違反内容によっては非常に重い罰則が課せられます。

「個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金 / 法人の場合1億円以下の罰金」または「個人の場合懲役1年以下もしくは100万円以下の罰金 / 法人の場合5千万円以下の罰金」に該当するものがあります。

アユモドキ保護保全に係る各構成団体等の活動

- 亀岡市文化資料館「アユモドキ見守り隊28」の実施
- NPO法人 亀岡 人と自然のネットワーク
- 丹波淡水魚研究会



アユモドキ田んぼで田植え



お堀(南郷池)でバス退治



アユモドキ生息状況調査

- 上桂川用土地改良区連合、川東土地改良区、亀岡土地改良区
- ラバーダム立ち上げ日、中干し日、落水日等の調整、増水時のラバーダムの調整等

●保津町自治会 アユモドキ保全監視等業務



清掃（産卵場周辺の草刈り等）



密漁防止パトロール

アユモドキは、氾濫原環境（河川の氾濫や河道の移動によってできた平野）で産卵する特異な生態です。かつては大雨等により自然に氾濫原環境が生まれていましたが、治水対策が進んだことで、そういった環境が少なくなりました。現在の生息地は、アユモドキの産卵期である6月に、地元土地改良区が農業用堰を立ち上げることで川岸が沈み、この氾濫原環境とよく似た一時的水域が作りだされています。

しかしながら、個体群の安定的多数の形成には至っておらず、「もはや人為的働きかけをしなければ生存ができない」状況となっています。

亀岡市のアユモドキは、地元や保全団体のみなさんの努力でなんとか絶滅をまぬがれて保全されていますが、アユモドキが安定的に生息できる環境を存続するため、外来魚や大雨による影響を受けにくい環境を整えることが必要とされています。

当協議会は、京都・亀岡保津川公園に計画中的のアユモドキ共生ゾーンを設けるための「アユモドキ生息環境再生整備実験」への協力を行っています。共生ゾーンの創出が更なる保全・回復活動へ繋がるよう、積極的な啓発活動や協力の呼びかけを実施していくこととしています。

まとめと今後の課題

毎年9月に行われる京都大学大学院岩田教授の調査から、平成28年度のアユモドキの推定個体数は当歳魚388.3±89.0尾、1歳以上魚184.5±39.0尾と報告されました。

今年度の6月5日に行われたラバー堰立上げに伴う救出活動では、39尾の救出を行うことが出来ました。

ダムの立ち上げ後は降雨の影響で、生息場所の水温が低かったと考えられ、6月、7月の調査では成長が遅い傾向が見られました。また、成長段階の異なる仔稚魚が確認されたことから、産卵が2回あったと考えられます。8月29日には台風10号の影響でダムの水位が220cmを越えました

が、アユモドキへの影響を最小限にとどめるため、地元土地改良区には献身的に慎重なダム操作をしていただきました。また、曾我谷川での外来魚確認数は例年に比べ少なかったですが、完全に防除できている状況ではありません。

今年度の結果を踏まえ、産卵期の行動や生息状況調査、外来魚調査（駆除）を引き続き行い、アユモドキの生息環境の維持、改善を中心として、保全・保護活動を行っていく必要があります。



アユモドキを守る法律（アユモドキは、以下の法律で保護されています）

国内希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）

禁止事項 譲渡・捕獲・輸出入（学術研究などの場合は許可が必要）

罰則 5年以下の懲役または、500万円以下の罰金等

問合せ先 環境省近畿地方環境事務所

天然記念物（文化財保護法）

禁止事項 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（学術研究などの場合は許可が必要）

罰則 5年以下の懲役若しくは禁固または、30万円以下の罰金等

問合せ先 京都府教育委員会文化財保護課

発行：亀岡市保津地域アユモドキ保全協議会

（事務局 亀岡市役所環境市民部環境政策課内 問合せ先0771-25-5023）